

まちづくり審議会委員を募集します！！

兵庫県では、安全、安心で魅力あるまちづくりに県民・行政・事業者等のパートナーシップにより取り組むことを宣言した「まちづくり基本条例」のもと、まちづくり政策の方向性を調査審議するため、まちづくり審議会を設置し、県民の参画と協働によるまちづくりを推進しています。

このたび、まちづくり審議会において、まちづくりの推進方策等について考え、議論していただける方の参加を求めため、次により委員を公募します。

【まちづくり審議会の概要】

目的：まちづくりの推進に関する重要事項についての調査審議

委員構成：学識経験者（公募委員含む13名）、県議会議員（2名）、市町長（2名）

- ◆応募資格 次の要件をすべて満たす必要があります。
 - (1) まちづくりについて考え、議論することができる方
 - (2) 県内に在住又は通勤・通学する満18歳以上（令和6年4月1日現在）の方
 - (3) 年間2回程度開催する審議会に意欲をもって出席できる方
 - (4) 国・兵庫県の議員又は常勤の公務員及び再任用職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職にある職員）でない方※県の他の附属機関等（審議会など）の公募委員の職に就いている方は応募できません。
- ◆募集人員 2名
- ◆委員任期 2年間（令和7年3月～令和9年3月予定）
- ◆委員責務等
 - (1) まちづくり審議会に出席し、議論に参加していただきます。
※県の規程に基づいた報酬及び交通費をお支払いいたします。
 - (2) 県行政に対する特別な地位が与えられるものではありません。
 - (3) 委員としての地位を政治目的、営利目的又は宗教的目的に利用することはできません。
 - (4) 審議において知り得た秘密を漏らすことはできません。
- ◆応募方法 所定の応募用紙に氏名、性別、職業等を記入の上、「すべての人が自分らしく輝ける「住みたい」「訪れたい」まちづくり」というテーマで自らの経験や具体事例を踏まえながら小論文（800字程度、書式任意）を作成いただき、下記の応募先に郵送、FAX又は電子メールにて提出してください。
- ◆応募締切 令和7年1月17日（金）《郵送の場合は当日消印有効》
- ◆応募先・問い合わせ先
〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県 まちづくり部 都市政策課 都市政策班
TEL：078-362-4324 FAX：078-362-9487
E-mail：toshiseisaku@pref.hyogo.lg.jp
- ◆選考方法及び結果通知
小論文（一次審査）及び面接（二次審査・2月予定）により委員を決定し、応募者全員に結果をお知らせする予定です。

※兵庫県ホームページ（「兵庫県まちづくり審議会 公募」等で検索）にも公募の情報を掲載しております。



兵庫県は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

第8期まちづくり審議会公募委員 応募用紙

(この書式は県ホームページからダウンロードできます。)

ふりがな			性別	男 ・ 女
氏名				
職業			生年 月日	年 月 日 (満 才)
住所	(〒 -)			
連絡先 電話番号	()	Eメール アドレス		
専門分野 ・ 興味分野				
略歴 ・ 自己PR 等				

添付書類：「すべての人が自分らしく輝ける「住みたい」「訪れたい」まちづくり」というテーマに基づいた小論文（様式自由、800字程度）

※この応募用紙及び添付書類は返却しません。個人情報については「個人情報の保護に関する条例」に基づき適正に管理します。